



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 村営土地改良事業計画変更の適当の決定（村づくり計画課）…………… 1
- 県道の供用の開始（道路管理課）・2件…………… 1
- 基本測量の実施の通知（道路管理課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知（都市計画・モノレール課）…………… 2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）・3件…………… 2
- 大規模小売店舗の新設の届出（商工振興課）…………… 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（商工振興課）…………… 4
- 障害者就業・生活支援センターの指定（雇用政策課）…………… 4

公安委員会事項

- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施…………… 5

告 示

沖縄県告示第280号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、北大東村長から協議のあった上北振第2地区土地改良事業（区画整理・農用地保全）の計画の変更について、平成23年4月22日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年5月6日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成23年5月9日から同年6月3日まで
- 3 縦覧に供する場所 北大東村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成23年5月6日から同月19日まで一般の縦覧に供する。

平成23年5月6日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 路線名 国頭東線
- 2 供用開始の区間 東村字川田1103番7から東村字川田1104番1まで
- 3 供用開始の期日 平成23年5月6日

沖縄県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において、平成23年5月6日から同月19日まで一般の縦覧に供する。

平成23年5月6日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 路線名 高野西里線
- 2 供用開始の区間 宮古島市平良字松原1667番2から宮古島市下地字川満1563番1まで
- 3 供用開始の期日 平成23年5月6日

沖縄県告示第283号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成23年5月6日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 基本測量を実施する地域 宮古島市
- (2) 基本測量を実施する期間 平成23年5月9日から平成24年3月31日まで
- (3) 作業種類 基本測量（高精度三次元測量作業）
- 2 (1) 基本測量を実施する地域 宮古島市、多良間村、南大東村及び北大東村
- (2) 基本測量を実施する期間 平成23年5月9日から平成24年3月31日まで
- (3) 作業種類 基本測量（基準点現況調査作業）
- 3 (1) 基本測量を実施する地域 うるま市、国頭村、大宜味村、本部町、宜野座村及び伊是名村
- (2) 基本測量を実施する期間 平成23年5月9日から平成24年3月31日まで
- (3) 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査作業）
- 4 (1) 基本測量を実施する地域 国頭村
- (2) 基本測量を実施する期間 平成23年5月9日から平成24年3月31日まで
- (3) 作業種類 基本測量（復旧測量作業）

沖縄県告示第284号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宜野湾市我如古4丁目農住組合代表理事組合長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年5月6日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 宜野湾市我如古四丁目の一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成23年5月10日から同年8月30日まで
- 3 作業種類 公共測量（3級基準点測量）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成23年6月19日まで縦覧に供する。

平成23年5月6日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成23年4月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人おきなわ障がい者相談支援ネットワーク
- 3 代表者の氏名 溝口哲哉
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市胡屋一丁目2番2号ビルディング勝美1F

- 5 定款に記載された目的 この法人は沖縄県において障がい者の相談支援に携わるものに対し、必要な知識の習得や専門性向上のための研修事業を行い、また、その活動を支援・助言する事業を行うことで、障がい者の地域生活の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成23年6月20日まで縦覧に供する。

平成23年5月6日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成23年4月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人国際経済文化交流研究会
- 3 代表者の氏名 金松 華
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県浦添市勢理客二丁目24番1号101室
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県の外国人、及び幼児から広く一般市民や団体等に対して、自主的な学習や文化活動、国際理解等を深めるため、生涯学習活動の環境整備と活動支援に関する事業、外国語学習の推進や異文化交流の重要性についての普及啓発、各種留学、研修等の事業を行い、留学生等の人材の健全育成および国際社会に貢献できる国際人材の育成と交流の健全な発展に貢献する。また、沖縄県の文化、伝統芸能、国際観光を活発にするための、個人・団体・地域をつなぐ新たなネットワークを創出すること、地域福祉の向上に関する事業および生涯学習活動の振興と沖縄の国際化と地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成23年6月20日まで縦覧に供する。

平成23年5月6日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成23年4月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄語学センター
- 3 代表者の氏名 石原 昌英
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市銘苅1丁目2番17号クレセントビル
- 5 定款に記載された目的 この法人は、語学センターが1963年の設立以来、外国語教育を通して行ってきた人材育成のノウハウや人的ネットワークを受け継ぎ、「教育」、「言語」、「文化」、「ビジネス」などの様々な専門的人材のネットワークを活用して、語学および教育事業の企画、運営、実施及び調査研究、コンサルテーション、情報交流、などを行い、語学教育を通して国際社会の一員として沖縄の平和・文化交流活動の活性化を担う人材育成、社会教育の推進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成23年5月6日から同年9月6日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。

平成23年5月6日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 届出年月日 平成23年4月8日
- 2 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)ダイレックス石川店 うるま市石川一丁目44番
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ダイレックス株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表取締役 大鷲秀昭
 - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ダイレックス株式

会社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表取締役 大島秀昭

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成23年12月9日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,208平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 47台
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。)
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 16台
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。)
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 72平方メートル
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。)
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 11.25立方メートル
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。)
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時、閉店時刻 午後12時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午前零時30分まで
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口3カ所、出口3カ所、出入口の位置 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。)
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部商工振興課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成23年5月6日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 沖縄アウトレットモールあしびなー 豊見城市字豊崎1番地188
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目14番4号 代表取締役 福島長男、大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 代表取締役 森田俊作
- 3 法第8条第1項の規定による豊見城市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成23年5月6日から同年6月6日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部商工振興課

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第33条の規定により、同法第34条に規定する業務を行う者として次のとおり指定した。

平成23年5月6日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1(1) 名称及び住所 社会福祉法人みやこ福祉会 障害者就業・生活支援センターみやこ 沖縄県宮古島市

平良字下里3107番地の243

(2) 事務所の所在地 沖縄県宮古島市平良字下里1202番地の8 1階

2(1) 名称及び住所 社会福祉法人わしの里 八重山地区障害者就業・生活支援センターどりいむ 沖縄県石垣市字石垣463番地の3

(2) 事務所の所在地 沖縄県石垣市字真栄里97番地の4 コンフォート真栄里1階

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第42号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

平成23年5月6日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、実施期日、場所等

種 別	級	定員	実 施 期 日	場 所
施設警備業務	一級	10人	平成23年8月8日（月曜日） 午前10時から午後6時まで	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階講堂
	二級	20人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 一級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 二級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 一級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上である

もの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 二級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

(1) 受付期間 一級及び二級の検定の受付期間及び受付時間は、平成23年5月9日（月曜日）から同月13日（金曜日）までの午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

(ア) 沖縄県内に住所地を有する者 その者の住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が沖縄県内に所在する営業所に属することを疎明する書面

(イ) 沖縄県外に居住する者 その者が沖縄県内に所在する営業所に属することを疎明する書面

(ウ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）2葉

(エ) 一級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

(3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住居地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

(4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は受け付けない。

(5) 検定手数料 手数料16,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。既納の手数料は、還付しない。

6 その他

(1) 検定当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部8階の受付で、検定手続を終えること。

(2) 検定当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。

(3) 検定当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。

(4) 検定についての問い合わせ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号（098）862-0110（内線3054、3055）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 福琉印刷 〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8</p>
--	--